

第 号議案

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 濱 野 健

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

品川区国民健康保険条例（昭和34年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「20歳」を「18歳」に改める。

第14条の3各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「および第19条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「および第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の4第1項第1号中「100分の7.13」を「100分の7.16」に改め、同項第2号中「3万8,800円」を「4万2,100円」に改め、同条第2項中「100分の61」を「100分の60」に、「100分の39」を「100分の40」に改める。

第15条の8中「および第19条の2」を「、第19条の2および第19条の4」に、「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の9各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「および第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「および第7

2条の3の2第1項」を加える。

第15条の12第1項第1号中「100分の2.41」を「100分の2.28」に改める。

第15条の16中「および第19条の2」を「、第19条の2および第19条の4」に、「19万円」を「20万円」に改める。

第16条の4第1項第1号中「100分の2.59」を「100分の2.44」に改め、同項第2号中「1万7,000円」を「1万6,600円」に改める。

第19条中「次条各号」の次に「もしくは第19条の4各号」を加える。

第19条の2の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第1号ア中「2万7,160円」を「2万9,470円」に改め、同号ウ中「1万1,900円」を「1万1,620円」に改め、同条第2号ア中「1万9,400円」を「2万1,050円」に改め、同号ウ中「8,500円」を「8,300円」に改め、同条第3号ア中「7,760円」を「8,420円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「3,320円」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後

の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,315円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万525円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万1,050円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円

付 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条、第19条の2および第19条の4の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 基礎賦課額等の保険料率を改めるとともに、未就学児に係る保険料

を軽減するほか、規定を整備する必要がある。

本会議運営（案）

第1回定例会 令和4年2月21日 午前10時開議

議事日程（3）			
	第1	一般質問	◎ 藤原 正則（品 改20分） ◎ 湯澤 一貴（自 民20分）
23件一括 議題 副区長説明	第2	第10号議案	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
	第3	第11号議案	品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
	第4	第12号議案	品川区職員定数条例の一部を改正する条例
	第5	第13号議案	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
	第6	第14号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
	第7	第15号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
	第8	第16号議案	品川区庁舎整備基金条例
	第9	第17号議案	品川区立家庭あんしんセンター条例の一部を改正する条例
	第10	第18号議案	品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例
	第11	第19号議案	品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
	第12	第20号議案	品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
	第13	第21号議案	品川区立シルバーセンター条例の一部を改正する条例
	第14	第22号議案	品川区住宅修築資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例
	第15	第23号議案	品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例
	第16	第24号議案	品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
	第17	第25号議案	品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
	第18	第26号議案	品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
	第19	第27号議案	品川区立公園条例の一部を改正する条例
	第20	第28号議案	品川区災害対策基本条例の一部を改正する条例
	第21	第29号議案	学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
	第22	第30号議案	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
	第23	第31号議案	一本橋保育園・児童センター改築工事請負契約
	第24	第32号議案	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
	9件一括 議題 副区長説明	第25	第1号議案
第26		第2号議案	令和3年度品川区国民健康保険事業会計補正予算
第27		第3号議案	令和3年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算
第28		第4号議案	令和3年度品川区介護保険特別会計補正予算
第29		第5号議案	令和4年度品川区一般会計予算
第30		第6号議案	令和4年度品川区国民健康保険事業会計予算
第31		第7号議案	令和4年度品川区後期高齢者医療特別会計予算
第32		第8号議案	令和4年度品川区介護保険特別会計予算
第33		第9号議案	令和4年度品川区災害復旧特別会計予算
追加議事日程			
副区長説明	第1	第33号議案	令和3年度品川区一般会計補正予算 ◎ 動議により予算特別委員会設置 ◎ 議案を付託 ◎ 名簿により委員を選任 ◎ 本会議を休憩し、委員会を開催 ◀ 予算特別委員会正副委員長互選 ▶ ◎ 本会議を再開し、互選結果を報告
副区長説明	第2	第34号議案	品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例
議事日程（3）			
	第34	請願・陳情の付託	請願 6件（総1・建4・文1） 陳情 16件（厚2・建11・文1・行革2）
終了予定0：15			

追 加 議 事 日 程

第 1 回 定 例 会 令 和 4 年 2 月 2 1 日

第 1 第 3 3 号 議 案 令 和 3 年 度 品 川 区 一 般 会 計 補 正 予 算

第 2 第 3 4 号 議 案 品 川 区 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例